

子ども医療費助成を現物給付により行った場合の国民健康保険
国庫負担金減額措置の廃止を求める意見書

平成15年、国は少子化社会対策基本法を制定し、人口増加を図るべく基本的な指針を示してきました。地方自治体もまた「安心して子どもを生み育てられる環境づくりのための」独自の施策を講じています。その顕著な例が子ども医療費に対する助成制度であります。

厚生労働省の統計によると平成24年度4月現在で、助成制度を実施している都道府県は47、市区町村では1742例あるように、すべての自治体で実施されているのが現状です。しかし、内容や助成対象年齢、また所得制限の有無、一部自己負担の有無については自治体によりかなりの格差が認められます。

現状のように、子どもの医療費負担が地方自治体によって異なること自体、速やかに是正されなければならない問題ですが、とりわけ経済的に安定していない若い子育て世代にとって深刻な問題となっているのは、窓口払いによる負担感の重さ、不安感の増大です。自己負担分を一旦窓口で支払い、償還払いにより返還されるという方式よりも、窓口負担のない「現物給付」方式こそが、子育て支援の有効な方策です。

しかし、現物給付に対して国は「国民健康保険法等の規定を逸脱するもの」として、国民健康保険の国庫負担分を減額しています。このために現物給付に踏み切れない地方自治体もあることから、「自立と分散で日本を変えるふるさと知事ネットワーク」は平成25年7月30日、政策提言の中で「小児等に対して現物給付による医療費助成を行った場合の国民健康保険の国庫負担金の減額措置を廃止する」よう求めています。

国におかれましては、少子化社会対策基本法前文にあるように「子どもが等しく心身ともに健やかに育ち、子どもを生み育てる者が真に誇りと喜びを感じることができる社会を実現する」ために、早急に下記の事項を実施されるよう強く求めます。

記

- 一、 子ども医療費助成を現物給付で行った場合の、国民健康保険国庫負担金の減額措置を直ちに廃止すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月20日

奈良県生駒郡平群町議会

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿
参議院議長 山 崎 正 昭 殿
内閣総理大臣 安 倍 晋 三 殿
厚生労働大臣 田 村 憲 久 殿
財務大臣 麻 生 太 郎 殿